

博士請求論文審査要旨

情報セキュリティ大学院大学
情報セキュリティ研究科

論文題目 : Global Disinformation Campaigns and Strategic Challenges
-Case Study and Consideration of National Strategies as the Countermeasures-

申請者 : 長迫 智子

審査委員会 : 主査 教授 大久保 隆夫
副査 教授 湯浅 壘道
副査 教授 村上 康二郎
副査 教授 土井 洋

I. 論文内容の要旨

本論文は、1. 論文テーマ「Global Disinformation Campaigns and Strategic Challenges -Case Study and Consideration of National Strategies as the Countermeasures-」と題して、ディスインフォメーションの事例研究を通じてその対策としての国家戦略の在り方の検討のための政策研究を行うものである。

本論文は英語で執筆されており、全8章により構成される。その要旨は次の通りである。

1. Preamble では、本論文の研究を行うに至った背景や先行研究の動向、研究の方法論を説明している。2. Overview of Information Warfare では、いわゆる情報戦として捉えられる Influence Operations について概観し、ディスインフォメーションや認知戦の定義について各国の制度を参照して比較を行っている。3. Case Study of Disinformation では、ディスインフォメーションに関する各国の動向を詳細に検討しており、これまでに観察されたディスインフォメーションについて詳細に調査を行うと共に、平時におけるディスインフォメーションと武力紛争時におけるディスインフォメーションとの相違も明らかにしている。4. National Strategies of State Actors では、政府（国家機関）がディスインフォメーションや認知戦にかかわっているとみられるロシアと中国を取り上げ、その推進体制や理念について考察を加えている。5. Limitations of International Laws では、政府（国家機関）が行うディスインフォメーションに対する国際法の規定には限界があることを指摘する。現在、「タリンマニュアル」等において戦争に関する国際法のサイバー空間における行為への適用についてさまざまな研究が行われているところではあるが、ディスインフォメーションについては、サイバー空間における武力行使として認められるには至らず、国際法上違法とすることは難しい上に、それに対する制裁にも限界があることを明らかにする。6. Countermeasures against Disinformation では、各国におけるディスインフォメーション対策の現状について、比較検討を行って、選挙・世論への外国政府からの介入・影響力行使を防止しようとするものから、国内の言論統制を図っているものまでさまざまな型があることを明らかにする。7. The Evaluation Model for Nations against Disinformation では、各国のディスインフォメーション対策について法整備、ファクトチェックの実施など多面的に評価する指標を作成して比較検討を行い、日本の対策は各国と比較するとどの面においても積極的とは言えないことを示している。8. Conclusion では、以上の研究成果を踏まえて、法改正その他の日本において導入すべき対策を提言し、ディスインフォメーションに対する戦略的なゴールを示している。

II. 論文審査結果の要旨

近年、サイバーセキュリティは経済活動全般や政治への民意反映や政策決定とも大きく関係するようになってきている。特にディスインフォメーションは、国家主権、民主主義や政策決定という国家の基礎となるべき制度の正統性をゆるがしかねない点で近時のサイバーセキュリティの政策的課題の中でも大きな問題であり、EU、アメリカ、フランス、ドイツ、イギリスその他の国々においてディスインフォメーション対策が政府によって推進されるようになってきているほか、アジア各国においてもディスインフォメーションに関する法規制が行われるようになってきている。これに対して日本においては、表現の自由や知る権利、通信の秘密、検閲の禁止等の憲法上の権利及び規範内容との抵触の懸念から必ずしも積極的な対策が政府によって行われてきたとはいえない。

本論文では、ディスインフォメーションの現状と各国の対策、法整備について詳細な調査を行って、ディスインフォメーションが選挙・世論への外国政府からの介入という面だけではなく、安全保障に緊密に結びつく問題となりつつあることを明らかにして、ディスインフォメーション対策がサイバーセキュリティを含めた安全保障の上でも急務となっていることを示している。また各国のディスインフォメーション対策について法整備、ファクトチェックの実施など多面的に評価する指標を作成して比較検討を行い、日本の対策は各国と比較するとどの面においても積極的とは言えないことを示しており、わが国の問題点を客観的に示している点できわめて価値が高いのみならず、研究の成果としてわが国においてディスインフォメーション対策を今後実施する上できわめて有益な提言を導出している。

また本論文において特筆されるのは本文が英語で執筆されていることである。本論文における研究成果の国際的な発信という点で、このことは大きな意義を持つものと考えられる。

なお本論文の内容においては、2022年12月に国家安全保障会議及び閣議において決定された国家安全保障、国家防衛戦略及び防衛力整備計画にはあまり触れられていない。論文の提出締切の直前に決定されたという時間的な制約もあるが、本論文の内容に直接関係する部分もあるため、それらに対する検討が詳細に行われていれば本論文の価値はさらに高まったことであろう。しかし、このような点は博士（情報学）の論文としての本論文の価値を損なうものではない。

以上の理由から、本論文は、博士（情報学）の論文として合格と認められる。

III. 審査経過

本審査委員会は、2023年1月14日に論文内容とこれに関連する事項について口述試問を行った。審査に当たっては、博士学位のディプロマ・ポリシーに基づいて総合的に評価し、申請者が学位取得にふさわしい知見を持つものと判断した。